

○行方市幼稚園・学校支援ボランティア制度要綱

平成30年3月27日

教育委員会告示第2号

改正 令和元年7月25日教委告示第4号

令和2年7月27日教委告示第5号

(題名改称)

(目的)

第1条 この告示は、幼稚園・学校支援ボランティアの活動により、地域で幼稚園や学校を支援する仕組みづくりを促進し、子どもたちの学びを支援するだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の教育力の向上を図ることを目的とする。

(令2教委告示5・一部改正)

(活動方針)

第2条 幼稚園・学校支援ボランティアの活動方針は、幼稚園又は学校の要請に応じて、幼稚園や学校を支援をできる人が、できる時に、できることを支援することとする。

(令2教委告示5・一部改正)

(活動内容)

第3条 幼稚園・学校支援ボランティアの活動内容は、別表に掲げる分類表によるものとする。

(令2教委告示5・一部改正)

(登録対象)

第4条 幼稚園・学校支援ボランティアに登録できる者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 幼稚園・学校支援ボランティアに対して意欲がある18歳以上の者又は18歳以上の構成員で組織された団体であること。
- (2) 行方市内の市立幼稚園、市立小学校又は市立中学校において幼稚園・学校支援ボランティアの活動ができること。
- (3) 営利を目的としない者(第1号に規定する団体を含む。)であること。

(令2教委告示5・一部改正)

(登録手続等)

第5条 幼稚園・学校支援ボランティアに登録しようとする者(以下「登録希望者」という。)

は、行方市幼稚園・学校支援ボランティア登録書(様式第1号)に必要な事項を記入して、教育長に提出するものとする。

- 2 教育長は、前項の登録書の提出があった場合は、その内容を審査し、登録希望者を行方市幼稚園・学校支援ボランティアへ登録するときは、その者について行方市幼稚園・学校支援ボランティア一覧表へ掲載するものとする。
- 3 登録期間は、行方市幼稚園・学校支援ボランティアへ登録した者(以下「登録者」という。)本人から次条第1号の申し出がない限り2年間とし、継続する場合は、教育長に継続についての同意を示し、又は再度登録書を提出するものとする。この場合において、継続又は再度の登録に係る登録期間は2年間とし、以後の継続又は再度の登録にあっても同様とする。
- 4 幼稚園・学校支援ボランティア活動時に登録者に事故あるときは、行方市が加入している保険の範囲内で対応するものとする。

(令2教委告示5・一部改正)

(登録の取消し)

第6条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者から取消しの申し出があった場合
- (2) 登録者に営利を目的とする行為があった場合
- (3) 登録者にこの告示に反する行為があった場合
- (4) その他教育長が登録の取消しが必要であると認める場合

(登録者情報の提供)

第7条 幼稚園・学校支援ボランティアの派遣依頼をしようとする市立幼稚園の園長若しくは市立小学校又は市立中学校の校長(以下「学校長等」という。)は、生涯学習課において、行方市幼稚園・学校支援ボランティア一覧表により情報の提供を受けられるものとする。

- 2 前項に規定する情報の提供は、行方市幼稚園・学校支援ボランティア一覧表の閲覧に限るものとする。

(令2教委告示5・一部改正)

(派遣依頼)

第8条 学校長等は、幼稚園・学校支援ボランティアの派遣依頼をしようとするときは、生涯学習課又は派遣を依頼しようとする幼稚園・学校支援ボランティアへ直接依頼するものとする。

(令2教委告示5・一部改正)

(経費等)

第9条 幼稚園・学校支援ボランティアが活動のために使用する準備物その他必要な材料に係る経費は、当該幼稚園・学校支援ボランティアの派遣を依頼した幼稚園又は学校が予算の範囲内で負担するものとする。

2 幼稚園・学校支援ボランティアは、原則として、無償とする。

(令2教委告示5・一部改正)

(報告)

第10条 学校長等は、幼稚園・学校支援ボランティアの派遣を受けたときは、派遣を受けた日から14日以内に行方市幼稚園・学校支援ボランティア派遣報告書(様式第2号)により教育長に報告するものとする。

2 前項に規定する報告書の提出先は生涯学習課とする。

(令2教委告示5・一部改正)

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日より施行する。

附 則(令和元年教委告示第4号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和2年教委告示第5号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表(第3条関係)

(令元教委告示4・全改, 令2教委告示5・一部改正))

分類表(支援を受けたい内容一覧)

分類	教科	支援内容	時期
(1)	国語	① 習字の指導(小学生)	通年
		② 習字の指導(中学生)	通年
		③ 読み聞かせ	随時
(2)	算数・数学	① そろばん指導	随時
(3)	理科	① 星の観察の指導	随時
		② 実験の補助(準備・後片付け等)	随時
		③ 教材・備品の整理・チェック	随時

(4)	社会・生活	① 戦争体験の話	随時
		② 昔の暮らしと道具についての話	随時
		③ 米づくりの話, 体験	随時
		④ 昔の遊び(ベーゴマ・お手玉等)	通年
		⑤ 地域伝統文化の話, 体験	随時
		⑥ 職業に関する講話	随時
		⑦ 野菜・花の栽培	随時
(5)	保健・体育	① 柔道の指導補助	随時
		② ダンスの指導補助	随時
		③ 器械運動(マット・跳び箱運動)の補助	随時
		④ 水泳学習での指導・補助及び見守り	随時
(6)	家庭	① 裁縫・ミシンの支援・補助	随時
		② 調理実習の指導補助	随時
(7)	図工・美術	① 絵画の技術指導	通年
(8)	音楽	① 合唱の指導・援助	随時
		② 楽器の指導・援助	随時
		③ 和楽器の演奏指導	随時
		④ 鍵盤ハーモニカの指導	随時
(9)	外国語	① 英語の指導援助	随時
(10)	学習全般	① ICT関係の支援	随時
		② 個別指導の支援	随時
		③ プリントの作成	随時
		④ 学習資料のコピー・印刷	随時
		⑤ 日本語の指導	随時
(11)	環境	① 花壇の整備, 除草作業, 落ち葉掃き掃除	随時
		② 樹木の剪定	随時
		③ 芝刈り作業	随時
		④ 幼稚園・学校農園の耕耘及びマルチ張り	随時
		⑤ 幼稚園・学校施設内修繕作業	随時
(12)	図書室	① 蔵書の登録・廃棄作業	随時

		② 新刊図書カバー掛け作業	随時
		③ 図書貸出業務補助(昼休み)	随時
		④ 図書室環境の整備	随時
		⑤ 授業で活用する図書の検索	随時
		⑥ 絵本の修理	随時
(13)	安全	① 校外学習の安全支援	通年
		② 登下校の見守り	通年
		③ スクールバス同乗支援	通年
		④ 登下校の立哨指導	通年
(14)	生活全般	① 給食・清掃活動指導補助	通年
		② 休み時間見守り	通年
		③ 保育の見守り	随時
(15)	学校行事	① 会場設営・後片付け補助	随時
(16)	クラブ部活動	① 将棋の指導	随時
		② 部活動の外部指導者	通年
(17)	その他	① 各賞の筆耕	随時
		② 校長が必要と認めるもの	